

平成 24 年 10 月 24 日
財団法人 日本消費者協会

新食品表示法についての意見

(財)日本消費者協会では、消費生活コンサルタント養成講座において、JAS法・食品衛生法・健康増進法についての概要を専門家に学びます。また、地方の講座においては、各県の直接の担当課の責任者に講義をいただき、現行の法体系と消費者が留意しなければならない問題点についての理解を深めるように意図しております。しかし、複雑な現行法においては、直接消費者からの問い合わせに応じられるほどの理解ができるまでに個別の問題を習熟することは難しい状態です。

従いまして、食品選択のための表示事項の一元化と、分かりやすい表示方法について検討会の報告書にありますように、「食品一般を対象として、食品の安全性その他の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項を義務付けることを内容とする新法の立法作業に着手」が速やかに行われることを望んでいると同時に、立法に当たって、具体的には新食品表示法が何を柱として作られ、その工程などをお聞きしたいと考えています。現時点では、具体的内容がどのような法律となるのか、ほとんどわかりません。

○加工食品の表示について

直接生命に関わるアレルギー性物質を避けなければならない人への配慮は当然のことですが、遺伝子組み換え食品を避けることに重点をおく人、原料・原産地に重点をおく人、栄養表示に重点をおく人、さらに海はつながっているのだから原産地より加工地がわかればいいとする人など、消費者のニーズは幅広く多様化しています。

さらに、高齢者や少人数家族の食生活の変化は非常に大きくなっています。デパート、スーパー、コンビニで売り場の拡張が進み、需要が益々高まっていく少量の調理済み食品の表示では、カロリーや塩分などの栄養表示が優先してきますから、今後は個別の食品の表示ニーズに対応する検討をお願いしたいところです。

○表示の監視体制の強化について

8月には「浅漬け」による〇157の食中事件がありました。漬物やカット果物など加熱せずに食卓にのせる食品の製造工程や方法は、消費者は表示だけでは分かりません。これらの食品の製造や表示については監視指導を積極的に行い、指導結果の公表を行ってほしいところです。

また、消費者のイメージに訴えかける強調表示に関して、今後検討をお願いしたいと思います。

○消費者啓発について

健康に直結する問題でありながら、一般消費者の食品の表示知識はあいまいなままなのが現状です。今後、消費者教育の一環として食生活に関する知識の普及啓発に力を注いでほしいと考えます。

以上